

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（475）
2. 日時：令和5年3月23日 15時20分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、  
大塚安全審査官、小野安全審査官、上田審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他8名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他6名※

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第35条 通信連絡設備（DB35 r. 6. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第35条 通信連絡設備（DB35-9 r. 6. 0）
- （3）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 19 通信連絡に関する手順等（SAT119 r. 6. 0）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2. 19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62 r. 6. 0）
- （5）発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 62条（SA62H r. 6. 0）
- （6）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事

故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r. 1.0)

- (7) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r. 6.0)
- (8) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 62条(SA62H-9 r. 4.0)
- (9) 泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則の適合状況について 第35条(通信連絡設備)第62条/技能1.19
- (10) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第35条 通信連絡設備)
- (11) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第62条 通信連絡を行うために必要な設備)
- (12) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力1.19 通信連絡に関する手順等)
- (13) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第35条 通信連絡設備
- (14) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第62条 通信連絡を行うために必要な設備
- (15) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力1.19 通信連絡に関する手順等
- (16) 泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト 第35条, 62条, 技術的能力1.19 通信連絡設備について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁大塚です。それでは北海道電力泊発電所3号炉の
0:00:07	設置変更許可申請の、通信連絡関係、35条、62条、技能の1.19に係るヒアリングを開始します。
0:00:16	それでは事業者の方からまず説明をお願いします。
0:00:20	はい。
0:00:21	大道電力の高橋です。本日は通信連絡設備の2回目のヒアリングということで、前回2月14日に1回目を実施させていただいています。
0:00:34	その時にですね、冒頭、我々の方で気づいたところで、BWRの最新実績を踏まえて修正しますといったような、
0:00:45	ところとか、あとはヒアリングの中で、ご質問いただいた件を中心にご説明をさせていただきたいというふうに思っています。
0:00:55	で、こちらにつきましては、4月の13に向けの審査会合に向けて、準備をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。
0:01:06	本日、説明の方からご説明させていただきます。
0:01:13	はい。北海道電力の粟野でございます。まずですね、冒頭、高橋部長からですね、お話がありました後、ヒアリングで説明させていただいたもの、あと
0:01:25	衛藤設計変更と今回ヒアリングに至った新たにですね、変更する意見内容については、へ反映状況につきまして、の説明となります。35条62条、1.19ドルにも該当することとなります。
0:01:39	代表として35条の資料でのご説明とさせていただきます。
0:01:44	はい。最初にですね35。
0:01:47	の、鳥本まとめた資料1になります。資料は1-2になります。
0:01:55	1-2の取りまとめた資料1をご覧ください。
0:02:07	はい。一つ目はですね、設計基準事故が発生した場合に、FAXによる、中央制御室と緊急時対策所指揮所間の
0:02:17	情報共有の必要性を考慮しまして、この女川と同様に、泊3号の中央制御室及び緊急時対策所指揮所に、電力保安通信用背電話設備の、
0:02:28	FAXを設置する方針と、変更しておりますこれは前回のヒアリングの時にご説明したものになっております。
0:02:36	二つ目です。
0:02:38	無線連絡設備携帯型の保管場所をですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	災害、発電所災害対策要員が活動するに当たりまして、必要な車両内に無線連絡設備が保管されている場合、我々も本来その使われた時使いたい時に取り出してすぐに使えるという状況を、
0:02:56	つくり出したいということで、屋外に保管しておりました。こちらに関しましては、車両内で発表する2ケース経て、温湿度の状況だったり耐震の確認も行っておりましたが、
0:03:09	やはり定式を車両内に入れておくことに若干の方の所、保守上ですね、不安もありまして、かつ先行電力っての実績を考えまして、
0:03:19	無線連絡設備、括弧携帯型の保管場所を屋外確保される車両内から、中央制御室及び緊急時対策所待機所に変更しております。
0:03:29	こちらも前回のヒアリングのときにご説明したのになっております。
0:03:34	三つ目になります。三つ目は今回ヒアリングで新たに説明するものとなります。
0:03:40	緊急サービス対策所の指揮所と、中央制御室間のSA設備としての通信連絡設備なんですけど、我々、
0:03:51	他の電力いろいろ調査をしております、通信連絡設備、多様性はSA設備ですけど多様性やっぱり確保してるところもあるんだってところで、確認をしております。
0:04:03	調べたところですね、各社ですね衛星電話設備の固定型っていうのは、それぞれ
0:04:12	中央制御室と緊急時対策所の間で設備を持っていたんですけど、
0:04:17	もう一つ通信連絡設備を持ってるという状況が確認されました。我々としましては、SAとして、
0:04:27	信頼性を確保するという観点で、通信連絡設備の多様性を確保するべく、
0:04:33	あのさ、最新の島根だったり、衛藤小野沢と同様の生命なく設備固定型を中央制御室及び緊急時対策所の指揮所、
0:04:43	に設置することといたしました。
0:04:48	はい。まずは、取りまとめた資料1についての説明になりました。
0:04:54	続きまして
0:04:56	2月6日のですね、緊急時対策所のヒアリングのコメントを受けまして、
0:05:01	2月14日の通信連絡設備ヒアリングおきまして、
0:05:05	緊急時対策所の指揮所と、緊急時対策所待機所の書き分けの整理を行っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:11	先ほどと同じ、資料 1-2 のですね、
0:05:16	取りまとめた資料の 7 をご覧ください。
0:05:23	で当初よりはですね、まず
0:05:26	1、2-2 としまして柏崎刈羽の 67 号炉を参照しまして、緊対所の構成の相違を比較しております、
0:05:35	柏崎は 5 号炉の原子炉建屋内緊急時対策所対策本部と、
0:05:41	大気待機場所から構成されております、泊は 25 個、2 棟構成との違いはあるものの、
0:05:49	柏崎の緊急時対策所対策本部に相当します緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機場所に相当する。
0:05:57	緊急時対策所の待機所で構成されております、
0:06:01	ヶ崎と類似の状況になっております。
0:06:04	次のページ、35 の取りまとめた資料 8 をご覧ください。
0:06:09	当資料には、2-3 としまして、柏崎刈羽 67 号炉を参照して書き分けをいたしまして、その比較結果を記載しております。
0:06:20	①ですね、①としまして、泊発電所 3 号炉では、条文要求事項に対する設計方針を示す場合、
0:06:30	手順の題名を示す場合は、緊急時対策所等へ記載しており、
0:06:35	この書き分けは基本的に柏崎を参考にしております。
0:06:39	②としまして、
0:06:41	泊発電所 3 号炉が緊急時対策所指揮所または緊急時対策所待避所と記載する場合となります。
0:06:49	こちらに関しましては資料 8 の②の、表明する 2 行目ぐらいからなんですけど、
0:06:55	その泊発電所 3 ゴールは、緊急時対策所の指揮所及び、
0:07:00	緊急時対策所待機所に登録をするせ、構成される設計で、具体的な市岡が位置を示す場合は、
0:07:08	緊急対策所指揮所、緊急時対策所待機所という、を含めて、記載されております。
0:07:14	柏崎はですね対策本部後の対策、待機場所について、具体的に示す必要がある場合は、功労緊急対策所対策本部、
0:07:25	向後ろう緊急対策所待機場所をお持ちいただきたいと思っております。
0:07:30	今回ですね 35 条 62 条、1.19 の提出した資料につきましては、
0:07:37	泊発電所 3 号炉に緊急時対策所という、ワードが記載するされている部分に関しまして、柏崎 67 号と比較できる場所が、記載がある場合は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:47	比較できるよう、参考計算し、
0:07:49	そういった比較表の構成というふうになっております。
0:07:55	はい。次、続いてですね、ヒアリングコメント回答についてご説明いたします。
0:08:01	コメント回答に関しましては、ポイントとなる部分について説明いたします。
0:08:06	基本的には、図表はまとめ資料、構文は比較表にて説明しようかなというふうに思っております。
0:08:15	はい。最初に、
0:08:17	35条のコメントについてご説明いたします。
0:08:29	ここ、
0:08:31	1の説明をしたいんですがここをマスキング箇所についての説明になりますんで、
0:08:38	よろしいですか。
0:08:45	規制庁大塚です。マスキング情報の発言が終わりましたので録音の方再開します。
0:08:53	はい。
0:08:53	続いてですが、コメントのナンバー2。
0:08:59	となります。
0:09:07	コメントNo. 2はですね、設備または設計方針の相違で、泊発電所の各設備の設置場所を記載することというコメントになっております。
0:09:19	こちらに関しましては、資料1-2-35取りまとめた資料4をご覧ください。
0:09:33	こちらですね、泊発電所3号炉、
0:09:37	よろしいですか。
0:09:39	松江さんゴールの記載欄のところですが、⑤のところ以外は、設置場所
0:09:47	発電所3号炉の設置場所について、
0:09:52	以外の方に、
0:09:53	千葉所または他場所をですね、追加いたしております。
0:10:02	はい。続いて、
0:10:05	ナンバー5の説明になります。ここは
0:10:09	コメント回答さ、下変更いたします。
0:10:16	はい。北海道電力の大和です。えーとですね、ナンバー5、ご質問、ご指摘といたしまして、図の電源の負荷をわかりやすくということですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:28	資料の方がですね、資料1-1の35条の22ページのほうをご確認いただけますでしょうか。
0:10:49	はい。こちらはこちらですね、第2.6-1図、こちらの方がですね表現方法の方見直しまして、非常用電源及びひん代替非常用電源。
0:11:00	それぞれの事例が可能な範囲の方がですね、色分けして示すことで記載のほうを見直させていただいております。
0:11:15	はい。
0:11:16	続いてですね。
0:11:18	62条についてご説明いたします。
0:11:22	市長はですね、4-2をご覧ください。
0:11:37	はい。続いております。はい。
0:11:44	はい。右肩の資料番号4-2の説明になります。
0:11:48	こちらは62条ですね、説明になってございます。
0:11:56	場合の説明になります。こちらはですね、年試験校正をする際には、常時設置するものを使わずに、
0:12:07	すべて時価引きの状態です試験が可能であるか確認して説明することというコメント内容になっておりました。
0:12:15	こっち、具体的に言いますと、
0:12:17	資料2-3の62-3-2ページになります。
0:12:29	62-3-2ページになります。資料番号2-3になります。
0:13:04	とですね。
0:13:06	62-3-2になります。
0:13:10	右下のところに書いてます。
0:13:25	はい。
0:13:26	この当該ページにですね、ございます、携行型通話装置の試験検査内容につきまして、試験校正を行う際には、常時接続のものを使わずに、すべて自家置き状態で、
0:13:40	時価引きの状況ですね、試験が可能であることを確認して説明することというコメントになっております。
0:13:47	携行型通話装置につきましては、事故時カビの状態です試験は可能ですが、
0:13:52	現場で想定される使用状況を考慮しまして、常時接続のものを使用して、試験を実施することから、前回ヒアリングにて提示しておりました試験計算方法から変更はしてございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:05	なお、東海第2とですね、島根2、設工認及び使用前事業者検査の状況を確認いたしました。その結果ですね、当社と同様の試験検査と、
0:14:16	なっていることを確認しております。
0:14:21	はい。
0:14:21	62条は以上になります。
0:14:25	続いて1.19の、
0:14:27	コメント回答となっております。こちら、右、右肩、資料4-3。
0:14:34	をご覧ください。
0:14:42	はい。こちら、ナンバー2をご説明をいたします。
0:14:47	ナンバー2では、
0:14:51	とまとめ資料35-6号7.667で第2項の、等の要否について第1項の記載との対比を留意して検討することということでした。
0:15:03	これ発電所ないでも、停電電源等って書いてあるけど、発電所外で揉むで電源等ってちゃんとなるのか、ちゃんと間、確認してねというコメントでした。
0:15:17	こちらに関しましても、どちらも電源としまして、充電式電池を使用しているものがあることから、発電所内も発電所外もどちらも無停電電源等という、
0:15:28	現状の記載のままいたします。
0:15:31	で、具体的にどれかというところなんですが、発電所内の充電式電池については、資料1-2をご覧ください。
0:15:47	資料1-2のですね、35-55ページ。
0:16:09	はい。この55ページのですね、発電所内の電源設備と、
0:16:18	発電所外の
0:16:24	あ、そうそうそう。
0:16:33	失礼しました35さ、56ページをご覧ください。失礼いたしました。
0:16:39	発電所外の電源設備に関しましてはこちらの方に電源についての記載がございます。その中でですね衛星電話設備、途中ダウンからですね下血
0:16:53	下の方ですね、2、衛星電話設備の固定型というところがございます。こちらに関しましては、充電式電池を使っております。
0:17:02	あと、
0:17:03	衛星電話設備の携帯型というものにも中電式電池を使用することと記載しておりますので発電所外にも無停電電源等ということでの、現状の記載のままと。
0:17:16	いたしましたものとなっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:20	はい。コメント回答については、以上になります。
0:17:28	ご説明ありがとうございました。それでは確認に入りたいと思います。
0:17:33	ではまず私から確認させていただきます。35条のコメントリスト。
0:17:38	資料4-1のですねコメントリストの
0:17:42	ナンバー1に関係するところで、
0:17:46	資料1-1の先ほどの、
0:17:51	35条、
0:17:52	参考33ページのところで、
0:17:55	ではマスキング箇所になるんですけど、
0:17:58	ちょっとこの図、中央制御室の場所が明確にわかったほうがいいのかないかと思いましたが、
0:18:06	ちょっと位置がわかるようにですね、図のほうに表記していただければよろしいでしょうか。
0:18:15	北海道電力なんですこちらで、そうそうですね中央制御室どこ、どこよというところがなかなか見分けがつかないと思いますんで、今のコメント、承知いたしました。
0:18:28	調整率を明記いたします。
0:18:36	規制庁大塚です。続きまして、資料1-1の、
0:18:41	35条3項の29ページから、ちょっと表の方の、
0:18:47	右側がちょっと切れているので、
0:18:49	改善の方をお願いします。
0:18:52	3ページぐらい続けてき有効の方が切れてますので、
0:18:57	修正をお願いします。
0:18:59	北海道電力等でございます。承知いたしました。
0:19:06	規制庁大塚です。続きまして資料1-2をお願いします。取りまとめた資料の4ページですね。
0:19:18	無線連絡設備の、
0:19:21	保管場所の説明がありましたけど、念のため確認なんですけど、
0:19:28	携帯型について、
0:19:31	では、中操と緊対所の待機所のほうに保管という、
0:19:36	ことなんですけど、
0:19:39	緊対所の、
0:19:41	待機所の方による。
0:19:44	補完する携帯型というのは、屋外のみで使うものなんですか。
0:19:50	移動電力等でございます。奥川のみの使用となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:55	規制庁大塚です。承知しました。緊対所の指揮所で使う方は、
0:20:02	固定のみということですのでよろしいですね。
0:20:06	電力等でございます。
0:20:07	緊急時対策所の敷処理固定を設置して、使うことになります。
0:20:27	規制庁大塚です。続きまして、資料。
0:20:31	同じ資料ですね資料1-2の、
0:20:33	35-113ページお願いします。
0:20:43	M仙田連絡設備、括弧携帯型の使用ということで、今回黄色部分を変更。
0:20:50	されてるんですけど、
0:20:52	これは前回から使用の変更があったということでしょうか。
0:20:57	ガイド電力なのでございます衛星電話設備、あ、ごめんなさい、無線連絡設備の固定型を導入することによって、簡易デジタル簡易無線局を使用することができるようになりました。
0:21:12	それに伴って、無線連絡設備の携帯型の仕様をですね、変更しております。ただ実際に設置する台数だったり、保管する場所というところの変更はございません。
0:21:29	規制庁大塚です。承知しました。
0:21:32	とりあえず私からは以上ですほかにコメントありますでしょうか。
0:21:42	厳守規制庁のようですちょっとね、私、中身の話というより、記載、記載の整理だけを、これだっていうところがよくわからないので教えてもらいたいんですけど。
0:21:52	今回取りまとめた資料の5ページ、資料1-2のところ、
0:21:58	⑩⑪でこれ整理されましたよね。
0:22:01	この安全パラメータ表示システムのうちっていうのを、
0:22:06	付けられたと。それはちょっと私も経緯は認識はしてるんだけど、
0:22:10	その上で、この35の、例えば9ページ、
0:22:22	9ページ
0:22:25	書き方としてこの安全パラメータ表示システムのうちっていうのは、これ必要なんですこれ、データ伝送装置加古発電所内用だけだとこれは、
0:22:38	何かおかしくなるんですかね。
0:22:43	北海道電力の笹木でございます。趣旨としましては比較表の35-9ページの下に記載している安全パラメータ表示システム学校SPSのうち、
0:22:55	データ伝送設備括弧発電所内を設置する設計とするという公文に対してのコメントと受けとめました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:03	ですねまずは記載している意図としましては34条では、安全パラメータ表示システムというものをご説明しております。35条ではその安全パラメータ表示システムを細分化しまして、所内用の機能と、
0:23:19	障害用の機能に分けてご説明するような形となっております。ですので34条でご説明しているシステム総称、こちら安全パラメータ表示システムになるんですけども、
0:23:30	そのうち、データ伝送設備発電所内を用いて、発電所内の情報共有をするというようなことをご説明したくてこのような記載にしております。
0:24:01	ホーム
0:24:03	読むとか、また緊急時対策所へ事故症状は副室長の伝送できる設備として、
0:24:12	女川では、
0:24:14	安全パラメータ表示システム、SPDS表示システムで一番最後のアウトプットを書いていると。
0:24:24	で、
0:24:25	合意だと。
0:24:28	全体的データ伝送装置ない発電所内を設置すると。
0:25:50	ちょっと私がちょっと違和感あったのは、多分これ本文の規制庁上と企画すると、
0:25:56	通信連絡設備はって書いてあって、データ伝送装置、各発電所内とか、ここは就職なしで使っていると。
0:26:04	なので、そうするんだったらまた以降のところも別に就職するいらんんじゃないかなって気はしたんですけど、もうそこは事業者の方にお任せしますちょっとそこは全体の、多分申請書。
0:26:17	ベースで言われてるように34条との絡みもちょっとあるのかもしれないので、
0:26:22	そこはちょっと座りを見てから考えた方がいいのかもしれないですね。
0:26:29	はい、わかりました。ちょっとそこは、
0:26:31	表現として、今回いろんなところにこの修飾語として安全パラメータ表示システムのうちっていうのが書かれたんだけど、
0:26:40	ちょっとそこが浮いてるように向いてるっていうのはその
0:26:44	本文側では特に書いてなくて本部があって、要は通信連絡ADの通信連絡設備Wattsのデータ伝送装置括弧発電所内、冬間及び電装発電所外っていうふうに単独で書いてるにかかわらず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:58	内容のは、詳細を説明するところになったときに初めてその修飾が出てくるので、そうすると、
0:27:06	若干、別のものを指してるように見えるっていう、
0:27:11	気がするのでそこは事業者なりを確認してください。はい。ちょっと私はこっちになったらそこ以上ですはい。
0:27:18	承知いたしました趣旨を理解いたしまして改めてちょっと検討させていただきます。以上です。
0:27:28	規制庁唐木です。比較表の方の 35-96 ページをお願いします。
0:27:41	一番下の赤いところでちょっと記載だけなんですけど、指揮所待機所それぞれに必要な容量を要する有するものを指揮所待機所に 1 台って書いてあって、
0:27:53	これで井戸としては指揮所に必要な容量のものを、指揮所に 1 台待機所に必要な容量のものを対象にしたい。
0:28:03	だと思うんですけど、
0:28:05	最後の 1 台の前にも何かそれぞれあった方がいいのかなっていうような、
0:28:12	ちょっと気がしたんですけどそこはいかがでしょうか。
0:28:17	北海道電力等でございます。もうちょっとですね記載内容、確認しまして、検討いたします。
0:28:25	規制庁岡田技師よろしく申し上げます私からは以上です。
0:28:42	規制庁の体制と 62 条の方の 1000 日、
0:28:49	これも記載だけなんですけど比較表じゃなくて、
0:28:53	資料の 2 の本体の方をお願いします。
0:29:01	どうぞ。
0:29:07	ページで言うと 64 号の 7 ページですね。
0:29:15	表が 1 枚貼ってあるところ。
0:29:31	補足、補足相続んじゃないな。
0:29:46	海野さんが、
0:29:50	この 7、
0:29:58	これタイトルで、第 62-5-1 で多分表が抜け、
0:30:06	投票中の補助建屋何メートルっていう子例は、何か TP とかって使わない。
0:30:16	該当電力等でございます。表につきましては、そうですね。そうですね。つける必要がありますんで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:25	このエレベーションNTPとかですね、標高の表示に関しましては、他の資料、この紙資料の中と整合性を図って、修正いたします。
0:30:38	規制、規制状況だけよろしく願います。あと次のページも、
0:30:43	図の図番が、図の 62-5-6 ってなってるんですけど、比較表側だと、第 62-5-6 図になってるので、
0:30:53	ちょっとそっち側に合わせたほうがいいと思います。
0:30:57	該当電力等でございます。高沢安田です。すいません。修正いたします。
0:31:03	電気科ブルーと、
0:31:23	規制庁宮です比較表と本文の記載が違うってなると、これ、
0:31:28	我々比較評価 9 にしなきゃいけないけど比較表も本部を両方確認しなきゃいけないので、これ、何でいまだに不一致が、これ一番初め始めた頃にこれはやめてねって言ったと思うんだけど、
0:31:39	これ、なんでまだあるんですたっけ。
0:31:50	ですか。
0:31:51	北海道電力等でございます比較ツール比較表からですね、
0:31:58	実際に
0:31:59	本文の方に直さ結果を貼り付けて、やっているんですが最後のチェックの過程で、どうしてもここちょっと違うよねとか、
0:32:11	これ、もう少し直さなきゃいけないよねっていうところが出てきまして、そのところで若干食い違いが本文との比較表の方で出てしまうというような状況になっております。
0:33:15	適性上限って同じ資料だと 62-6-1 ページで、これちょっと細かくて恐縮なんだっけなんか、ページ番号が、
0:33:23	グレーか何か薄くなってるのがちょっと気になったんでそこは確認しておいてください。
0:33:32	回動電力等でございます。確認いたします。
0:34:46	規制庁大塚です。本日は、この他に何か説明ありますでしょうか。パワーポイントとか、
0:34:52	パワーポイントについて、
0:35:00	形状からリセットすいません、手順の方で、
0:35:04	資料の 2-4 の比較表の方でどうでしょうか。
0:35:18	1. 19-10 ページ願います。
0:35:28	ここは発電所内の通信連絡っていう説明のところ
0:35:33	3 パラ目の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:39	4行目ですかね衛星電話設備って何もつかないで出てくるんですけど、
0:35:45	これらのFAX云々の話があったと思うんですけど、手順側ってどう いうふうに整理されたんでしょうか。
0:36:09	衛藤電力でございます。発電所内の通信連絡設備として衛星電話設備 は発電所内で、衛星電話設備括弧携帯型等、
0:36:20	固定型と該当になっています。こちらに関しましては、
0:36:26	そうですね。
0:36:31	はい。
0:36:33	これ整理が抜けているところですここに関しましては衛星電話設備確保 固定型衛星電話設備、括弧、携帯型って書くのが正しい記載になりま す。こちらの方は修正していきます。何か、
0:36:47	他の資料で、何か衛星電話設備のうち、正殿は何か括弧みたいな書き方 があったので、
0:36:55	そこら辺も見て、整理をお願いします。
0:36:59	あと、資料の比較表じゃない今の1をお願いします。
0:37:11	規制庁技術で1.19の、
0:37:17	4ページをお願いしたいんですけど。
0:37:27	前回コメントして強い手順の頭のところで第1.19-1-1が抜けて ますよっていうところで黄色文字で、
0:37:38	追記してもらったんですけど、1.19の、
0:37:42	22ページを見る等、第1.19.1図になってて、
0:37:49	文章中が何か-1ズーで、
0:37:53	その方はちょっと整合してないのではないかなと思うんですけど。
0:38:00	北海道電力の阿野でございます。表、表に関しましては、整合とるよう に修正いたします。
0:38:08	すいません。図は上の方ですね、上から5、業務ぐらいのところはず ー、もうずっと表ここ表の123と続いちゃって後みんな全部店で書いて あるので、
0:38:19	ちょっと確認して整合をとるようにしてください。
0:38:28	と電力の小穴でございます。承知いたしました。
0:38:31	規制庁でいいです私からは以上です。
0:38:38	はい、規制庁大塚です他よろしければ、残りの説明の方をお願いします。
0:38:45	はい。北海道電力の阿野でございます。パフォーの中身については、説 明いたします。
0:38:53	資料3としまして35条62条、技能1.19。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:58	のパワポの説明になります。
0:39:05	こちらに関しましては、1 ページ目、手拍子は変更ありません。
0:39:10	2 ページ目からですね本日の説明事項ということで、記載がされております。こちらページ番号が変わったのみとなっております。
0:39:20	その次のページ、目次のクジラも変更ありません。
0:39:25	追加要件について括弧 3 分の 1 三分の二、三分の 3、
0:39:31	こちらは変更ありません。
0:39:33	パートの右方のページで言うと、4 ページ目をご覧ください。
0:39:39	こちらに関しましては、2.1 としまして、通信連絡設備の概要を記載しております。こちら前回のですねヒアリングの時に、
0:39:50	米等ございました。コメント内容は、
0:39:53	屋外で使う、使う、屋外の現場で使うですね、通信連絡設備として、運転指令設備が入ってませんねというところと、あとですね、発電所外
0:40:05	社外のところにですね、地方公共団体ということで、記載して欲しいということで、お話がありました。ご指摘がありましたので、
0:40:15	こちらの方を修正しております。
0:40:19	続いて、
0:40:22	あとですね矢印をですね適正化しておりますちょっとですね、前回の内容だと、わかりづらいところもありましたので、適正化しております。
0:40:33	続きまして、右肩 5 ページ目になります。
0:40:37	右肩 5 ページ目に、ではですね、通信連絡設備の多様性についてのご説明となっております。こちらに関しまして、
0:40:46	2-2 の適合状況のところのところ、原子炉補助建屋先ほどこちらですね、もともとタービン建屋という記載がございました。
0:40:59	タービン建屋というところだったんですが我々示してるのは、原子炉補助の 2.2 の、
0:41:05	第 2、2.2-1 図で示してるのは経営する補助建屋でありますし、代表的な建物をタービンよりも、原子炉補助建屋だろうということで、
0:41:16	ここは原子炉補助建屋ということで変更しております。
0:41:20	あとですね、ここから先は、衛星電話設備のうち衛星電話設備固定型 M S A の設備のうち、衛星電話設備携帯型、こちらを
0:41:31	記載垣見に関しましては、発電所の衛星電話設備は、先ほどお話しした通り
0:41:39	固定型と携帯型が発電所内で使うものというところになりますので、その使い分けを記載しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:47	そこから下ものパラグラフも同様になっております。
0:41:53	あと一番最後なんですか、緊急時対策所。
0:41:57	内容及び緊急対策所待機所内に設置するというようなところで、書き分けをしております。
0:42:05	続いて、6 ページ目です。
0:42:08	6 ページ目には、第 2.2-1 表としまして、通信連絡設備発電所外の多様性について記載をしております。
0:42:18	こちらに関しましては、緊急時対策所の書き分けですね、待機所と支所の書き分けの部分と、あとですね、無線連絡設備の固定型が追加になると。
0:42:30	保安電話、FAX が追加になっているというところになってございます。
0:42:35	続いて右肩の 7 ページ目になります。
0:42:39	こちらは、
0:42:40	多様性を確保した専用通信回線の説明になっております。
0:42:46	この中で、第 2.51. 5-1 表でございますが、
0:42:52	こちらの多様性を確保した専用通信回線ということで、前回のヒアリング時にですねこの表の中の、米印注記のところがですね、抜けていたという状況なんで、表の中に注記を、
0:43:05	追加したのと、あと先ほど冒頭で説明しました、新規に追加した設備を、この中に記載したというものになります。
0:43:16	で、隣の第 2.5-1 図なんですけど、
0:43:20	多様性を確保した通信回線の概要ということで、表、図示をしております。
0:43:27	これ我々も前回ヒアリング時に、ちょっと見づらいねという話もございまして、もともと FAX と電話の回線を、
0:43:38	要はバラバラに目線で書いてたんですけど、それを集約することによって、見やすさを向上させたという形になっております。
0:43:49	続いて、8 ページ目になります。
0:43:53	8 ページ目は、
0:43:56	こちらですね、第 10. 12-1 図です。
0:44:00	こちらの先ほど説明しました、無線連絡設備の設置、
0:44:04	あと、統制連絡設備の、携帯型ですね、保管場所の変更というところが、この図で変更になっております。
0:44:14	そこから 9 ページ目は、変更ありません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:18	1010、101112 ページは、先ほど当社の山元から説明があった通り、間宮 笹尾ですね。この電源構成図に、
0:44:30	取り入れたという形になっております。
0:44:34	13 ページ目からですね、これ、
0:44:38	35 条と 62 条の記載がですね、整合性取れてなかったんで、そちらをです すね、整合性を図ったというところと、
0:44:47	あと合わせまして、何度もすみません切り繰り返しなんです、
0:44:52	追加になった設備がございますんで、そちらを追加したという形になっ てございます。それが 1314、15 ページになります。
0:45:03	最後に、16 ページ目になります。
0:45:06	こちらの 1.19 の適合状況の説明のところですが、
0:45:10	こちらを整備する手順の表の中にですね、是正連絡設備の固定型が、
0:45:17	追記された部分がございます。
0:45:21	あとですねこの中で手順の名称がですね、他条文の審査の中で変更にな ってる部分がございますんで、
0:45:31	そちらの方を反映したという形になっております。
0:45:36	パートの説明は以上になります。
0:45:43	成長大塚ですご説明ありがとうございました。
0:45:46	それでは確認に入りたいと思います。パワーポイントについて何かコメ ントある方いらっしゃいますでしょうか。
0:45:58	宮尾ですけどちょっと細かいところで 8 ページのところ、
0:46:04	これ、プロセス計算機なんですけどこれプラント計算機と、
0:46:08	違うんでしたっけ。どっちでしたっけ。同じものを指してない。
0:46:13	北海道電力の笹木でございますプラント計算機が正しくて、同じものを やっております、こちらを起因と言いますのでプラント計算機に修正 させていただきます。はい、じゃあ、そういうのをよく確認してくださ い。あと、
0:46:25	5 ページの右の発電所の図 0 って書かれてるんだけど、これ 0 なんてし たっけこれっていうのは、
0:46:35	ガイド電力等でございますこれは 0 じゃないですね、発電所警報装置と 通信連絡設備、発電所内となります。
0:46:46	はい。じゃ、ちょっと例外してもらってその上でちょっとこれちっちゃ くて、
0:46:51	よく読めないんで、これは一番重要なところなので、見やすいのでこれ 1 枚にして、貼ってもらった方がいいかなと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:01	北海道電力の阿野でございます今さ、5 ページ目に来ちゃって入ってますけど、6 ページ目ということで、この表だけを、別出しして、作るようにいたします。
0:47:15	はい。私は以上です。
0:47:26	はい。規制庁大塚です。
0:47:28	今日説明は以上ですかね。はい。
0:47:31	こちら側から何か全体を通じて、言ってることとかもないですかね。
0:47:35	事業者側もよろしいですか。はい。それでは、本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。
0:47:41	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。